



東京税理士会データ通信協同組合情報事業資料

金銭債権の貸倒損失における回収不能の判断基準

～興銀事件は最高裁で逆転勝訴・確定～

昨年の暮れ、住宅金融専門会社（住専）に対する不良債権について、その債権の全額が回収不能であるとして損金の額に算入できるか否かが争われていた興銀事件の最高裁判決が出され、結局、銀行側の逆転勝訴で決着しました。還付加算金を含め還付金額の総額が3200億円にもものぼることからも、新聞等で問題となりましたが、今回はこの最高裁判決をご紹介します。（平成16年12月24日最高裁・破棄自判・TAINSコード Z888-0921）

<http://courtdomino2.courts.go.jp/judge.nsf/View1>

∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞

<事案の概要>

バブル経済の崩壊により、住専各社の経営は破綻し、内閣は、公的資金導入・法的措置を含む住専処理策の閣議決定（平成7年12月）及び閣議了解（平成8年1月）を行いました。しかし、新進党の反対から、住専処理法及び住専処理に係る公的資金を盛り込んだ平成8年度予算は、年度内には成立しませんでした。

住専A社の設立母体であるB銀は、A社に対し有する貸付債権3760億5500万円について、平成8年3月29日、住専処理策に従い債権放棄をし、同年3月期に貸付債権の貸倒損失を損金の額に算入しました。これに対して、被上告人税務署長は、貸倒損失の損金算入を否認する更正処分を行いました。

<裁判所の判断>

第一審判決（平成13年3月2日東京地裁・Z888-0464）では、貸付債権は全額回収不能であったとして、B銀の貸倒処理が認められました。一転して、控訴審判決（平成14年3月14日東京高裁・Z888-0595）では、①平成8年3月末時点において、A社の資産からは少なくともその借入金総額の約40%に相当する1兆円の回収が見込まれていたから、貸付債権が全額回収不能であったとはいえない、②解除条件付きで債権放棄がされたものであり、住専処理に係る協議が成立したのは翌事業年度であるから、貸付債権相当額を損金の額に算入することは許されない、として、B銀の貸倒処理を否認しました。

最高裁では、次の理由から、貸付債権の貸倒損失を平成8年3月期の損金の額に算入することはできないとした更正処分は違法であると判断し、控訴審判決を破棄しました。

- (1) 金銭債権の貸倒損失を法人税法22条3項3号にいう「当該事業年度の損失の額」として損金の額に算入するためには、金銭債権の全額が回収不能であることを要すると解される。そして、その全額が回収不能であることは客観的に明らかでなければならないが、そのことは、債務者の資産状況、支払能力等の債務者側の事情のみならず、債権回収に必要な労力、債権額と取立費用との比較衡量、債権回収を強行することによって生ずる他の債権者とのあつれきなどによる経営的損失等といった債権者側の事情、経済的環境等も踏まえ、社会通念に従って総合的に判断されるべきものである。
- (2) 閣議決定及び閣議了解の住専処理策に沿ったA社の処理策において、B銀は、貸付債権を全額放棄すること、すなわち、貸付債権を非母体金融機関の債権に劣後する扱いとすることを公にしている。
- (3) 仮に住専処理法及び住専処理に係る公的資金を盛り込んだ予算が成立しなかった場合に、B銀が、社会的批判や機関投資家としてB銀の金融債を引き受ける立場にある農協系統金融機関の反発に伴う経営的損失を覚悟してまで、非母体金融機関に対し、改めて債権額に応じた損失の平等負担を主張することができたとは、社会通念上想定し難い。
- (4) したがって、B銀が貸付債権について非母体金融機関に対して債権額に応じた損失の平等負担を主張することは、平成8年3月末までの間に社会通念上不可能となっており、当時のA社の資産等の状況からすると、貸付債権の全額が回収不能であることは客観的に明らかとなっていたというべきである。そして、このことは、貸付債権の放棄が解除条件付きでされたことによって左右されるものではない。

……（税法データベース編集室 依田孝子）

◇ 以上の判例について詳細（全文・A4判6枚）が必要な方は、送料実費とも1,500円（税込）で頒布しますので下記宛ご一報ください。